10例所販がに 日₍有会破買 売に 所 造 所 6 成 28 留 車 事保信 後販 車

ŋ

 \mathbb{H} 村 耕

> かの裁判例がでてきている。 る約款に改定され、 現在、新約款につき法定代位を認める幾つ

省略し難い。 議論状況等は割愛することをお断りする。 判決は信販会社からの主張に対し丁寧に論じており、 及するものであり、 ついて特に論じられていなかった。本判決はこの点について言 有権留保と動産売買先取特権が併存する可能性は否定できな 主に所有権(の要素) がしかし完全な所有権が帰属すると解しない限り、 権的構成を採ると売主には動産売買先取特権があることにな ところで、 平成22年判決とそれをめぐる議論においては、 両者の関係が問題となる。売主に担保目的にしか使えない 所有権留保の法律構成として、 紙幅の関係から、 本稿もこの点を中心に検討する。 が何らかでも帰属すると解する限り、 本判決の分析に特化し、 なお、 特にい 本判決は確定 先取特権に つまり、 わ 判決文を また、 Ø 従来 る担 本 買 保

【事実の概要】

している。

款による」との記載があった。 定に必要な型番とオプション等、 店が使用する注文書には売買契約条項が記載され、 通自動車1台を発注し、 X は、 また、 平成22年10月23日、 注文書には「別途契約書を作成する場合にはその約 両者の間で注文書が作成され 新車を扱う自動車販売店に対 及び売買代金総額が確定され 目 的物 0 特 売

る。

この平成22年判決をうけて、 有権は信販会社に帰属し、行使のみが否定されたことになる。 されていない限り、 て行使することは許されないと判示した。 最高裁平成22年6月4日判決民集64巻4号1107頁 ·成22年判決」という) 合意に基づき留保した所有権を別除権とし は、 実務上では「法定代位」を明示す 信販会社は、 素直に読む限り、 所有者の登録がな (以下、

託契約」といい、併せて「本件契約」という。)を締結し、Xは、 件売買契約」という。)及び保証委託契約 店及びXとの三者間で、本件自動車の割賦販売契約(以下 動車販売金融事業及びクレジットカード事業等を営む (製造会社の系列会社)であるYは、 同年11月13日、 (以下「本件保証委 販売

Y は、 の引用のママとした。)。 録された本件自動車の引渡しを受けた(なお、 285万2242円を分割して支払う旨を約定するとともに、 販売店から代金392万4622円で本件自動車を買い受け、 いて私見としては注文書の時点と考えるが、本段落では判決文 約書」という。)。 Xは、所有者を販売店、 賦売買代金債務を連帯保証した(以下、当該契約書を「本件契 日支払った頭金107万2380円を控除した残金 本件保証委託契約に基づき、 販売店に対するXの上記割 使用者をXとして登 契約成立日につ

円を弁済した。 日支払分からの支払を怠ったため、Yは、 て、販売店に対し、 Xの代理人は、 Xは、本件売買契約に基づく賦払金につき、 Xの各債権者に対し、 同日、 賦払金合計の残額212万220 同年7月27日付け 保証債務の履行とし 平成25年7月17 債 0

が記載された同法律事務所からの同年8月8日付け た。また、Yは、 務整理開始通知 Yのもとへは、 (破産申立予定)」と題する書面を送付し、 Xが一切の支払を停止することを通知する旨 遅くとも同年8月9日までには到達し 「通知書 同

も受領している。

定が出された。Yは、 断行の仮処分を申し立て、 はそれに応じなかったため、 Y は、 動車の引渡しを受け、 Xに対し、 本件自動車の任意の引渡しを求めたが、 同年11月6日、 同年10月25日、これを認める旨の: 裁判所に対し、 同 月 同仮処分の執行により本 12 H 本件自動車の引 本件 自 動 車 を Χ

212万2410円で売却し、その代金を上記代位弁済額及び

督促費用(210円)に充当した。

件

自

の請求をいずれも認容する判決が言い渡された。 の支払を求めて裁判所に訴えを提起し、 し及び破産者が利用したクレジットカードの利用代金の残債 Y は、 Xの管財人を被告として、本件自動 平成26年1月21日 軍 0 Y

Xの管財人は、 われているが割愛する)。 いて否認権を行使するとの訴訟を提起した に該当するから、 条1項柱書きかっこ書きの一既存の債務の消滅に関する行為. 済であって、有害性を有するものであるとして、破産法162 の引渡し、その後、 財産を構成し破産財団を構成するものだから、Xの本件自動 同年8月19日、Xに対する破産手続開始が決定した。 所有権留保が設定された本件自動車はXの責任 破産法162条1項1号イ、 Yにおいて換価清算し充当した点は代物 (自動車の価格も争 165条に基づ

充当の終了した本件では、 平成27年12月3日、原審は、 Xが破産開始決定を受けた時点にお 一本件自動車の引揚、 換価清算、

所有権留保実行の結果は、 り引き揚げられていない場合であれば、 い」と判示した。 れたものであり、 縮減された所有権は、別除権にあたるのであり、 始決定を受けた時点において、 て、 Xの責任財産を構成するものではない。 本件自動車の所有権は、 特段の事情のない限り、 別除権の行使と同 本件自動車が所有権留保者によ Xに帰属していない 留保された担 有害性が認められな また、 一の結果が実現さ 本件のような Xが破産開 のであるか 保目的に

も留保所有権者か)

について

【判旨】(傍点は筆者による)

1 第3 について 争点(1)ア(本件自動車はXの責任財産を構成していたか 当裁判所の判断

せば、 引き渡すことが約定されていたのであり、 本件契約に基づく債務の弁済のため、直ちに本件自動車をYに 有権はYに留保され、 本件自動車の賦払金債務等が完済されるまで、 …本件契約では、 当該所有権留保が債権担保のために設定されたことは 本件売買契約に基づくXの販売店に対する Xは、期限の利益を喪失した場合等には、 これらの文言に照ら 本件自動車の

> 切なく、 本件自動車は破産者の責任財産を構成しないとのY

主張は採用することができない 争点①イ(本件自動車の留保所有権者はY Ō か 販

み

売

店

者のYに対する求償債務その他破産者のYに対する全ての債務 生と同時に販売店からYに移転すること 条項」1条1項)、本件自動車の所有権は、 とすること(本件契約書の ている。 店又はYの承諾を要する旨 いる間は、 販売店又はYが同条に基づいて本件自動車の所有権を留保して 車の所有権がYから販売店に移転すること(同条4項)、Xは 対し部修代等の債務の支払を遅滞している場合には、 務を履行した時点であっても、 を破産者が履行するまで、 破産者の販売店に対する本件自動車の賦払金の支払債務や破 1)…本件契約では、 (同条3項) が約定されるとともに、Xが同条3項の全ての債 善管注意義務を負い、 本件自動車の所有名義は原則として販売店 本件自動車の所有権を留保すること (同共通条項2条1項) 「割賦販売契約・保証委託 Xが本件自動車に関し販売店に 一定の行為に関しては、 (同条2項)、 本件契約の効力発 が約定され 本件自動 Y は、

動車の留保所有権が販売店又はYのいずれかに属し、 約定されていることからすれば、 保所有権が販売店からYあるいはYから販売店に移転する旨 そうすると、 本件契約書の上記文言、 本件契約においては、 特に、 本件自 販売店 動 本件自 車 Ó 留

22年判決参照)、

Xが本件自動車の所有権を取得したことは

続との関係では別除権として扱われるべきであり

(最高裁平成

破産手

らかである。

そうすると、

本件自動車に設定された所有権留保は、

Yのみが本件自動車の留保所有権者であったと認めるのが相当 れておらず、YがXから本件自動車の引渡しを受けた時点では、 自の留保所有権とY独自の留保所有権が併存することは約定さ

り、そのような状態を認めるべき必要性も合理性もある旨主張 有権と本件契約書に基づくY独自の留保所有権が併存してお ②他方、Yは、本件では、注文書に基づく販売店独自の留保所

記載されている。)ことに加え、その表題が「新車ご注文書 作成しない場合には、この注文書が契約書になります。」とも に記載された留意事項 約款によるものとします。」と記載されている(同注文書表面 契約書またはその他の売買契約書を別途作成する場合は、 を留保することができる旨が記載されている(4条1項)。 く遅滞しているときは、引き続き販売店は本件自動車の所有権 が本件自動車に関し部修代その他の債務の支払を正当な理由 るが、Xが本件自動車代金等の債務を完済した日におい 金等の債務を完済したときに本件自動車の所有権はXに移転す しかしながら、注文書の売買契約条項柱書には、「割賦販売 なるほど、注文書の売買契約条項では、 作成日付も本件契約締結に先立つ平成22年10月23日で 〔右下囲み部分〕には、 Xが本件自動車代 「別途契約書を て、 その Х な

> 契約によってYに移転し によって本件自動車に設定された販売店の留保所有権は、 項1条2項)、その後はYのみが本件自動車の留保所有権者で の手当てであると解するのが相当である。そうすると、 (割賦販売契約·保証委託契約共通条 注文書

あったと認められる。:

なったと解するのが相当である。 頗的債務消滅行為として否認の対象となるか、Yによる適法な の間で成立した時点で、本件自動車の留保所有権者はYのみと ③そうすると、本件契約では、本件契約がX、 争点(1)ウ(Yが本件自動車の引渡しを受けたこと等は、 販売店及びYと 偏

権利行使か)について

3

Yは対抗要件を備えていないから、Yが仮処分の執行としてX ない (最高裁平成22年判決参照)。 としての地位が認められない担保権を実行したことにほかなら から本件自動車の引渡しを受けたことは、破産法上、別除権者 みであると解されるが、本件自動車の所有名義は販売店にあり、 ①上記のとおり、本件では、本件自動車の留保所有権者はYの

当したことが認められるから、Xの行為 車を212万2410円で売却し、その代金を自己の債権に充 年11月6日に本件自動車の引渡しを受け、 月17日にXの賦払金合計の残額全額を販売店に代位弁済 産手続開始を申し立てる予定であることを知ったこと、 そして、…Yは、遅くとも平成25年8月9日の時点でXが破 (本件自動車の引渡し) 同月12日に本件自 同 10

含めた本件契約が成立するまで(あるいは成立しなかった場合)

あることに照らせば、注文書における所有権留保条項は、

Υ

る。

弁済〕)に該当するというべきである。 イ(既存の債務についてされた債務の消滅に関する行為〔代物ないしYによる留保所有権の実行は、破産法162条1項1号

な権利行使である旨のYの主張は採用することができない。したがって、Yが本件自動車の引渡しを受けたことは、適法

頗的 あり、 (2) さらに、 Yは、 動産売買先取特権を行使したものと同様に評価することが 産売買先取特権は、 Xに対する動産売買先取特権を法定代位により取得し、 、代物弁済を受けたにすぎないから、 債務消滅行為として否認の対象にはならない旨を主張 Yによる本件自動車の引揚げ、 証債務を履行した範 Yが保証債務を履行したことにより販売店 本件自動車引揚時には、 囲内で担保目的物である本件自 換価、 有害性は認められ 執行可能な状態に 充当行為は、 ず、 当該 動 す 偏 車 で 0

なり、

ても、

一般債権の引当てとして期待できないからである。当該財産については担保権者が別除権を行使することに

の代物弁済として譲り受けても、その弁済額の範囲内において買主から動産売買先取特権の目的物である動産を売買代金債権主)に代物弁済に供する行為は、売買当時に比し代物弁済当時に当該物件の価格が増加していない限り、他の破産債権者を害に当該物件の価格が増加していない限り、他の破産債権者を害に当該物件の価格が増加していない限り、他の破産債権者を害に当該物件の価格が増加していない限り、他の破産債権者(売を被担保債権額(売買代金額)と同額に評価して当該債権者(売を被担保債権額(売買代金額)と同額に評価して当該債権者(売を被担保債権額の代物弁済として譲り受けても、その弁済額の範囲内においての代物弁済として譲り受けても、その弁済額の範囲内において

和53年判決)

と解され、

般に、

破産手続開始前にXが担

(最高裁

その代物弁済は他の債権者を害するものではない

弁済を否認の対象として、目的物を破産財団に取り戻したとしということができる。そして、そのように解されるのは、代物ている限り、Xの行為は破産債権者にとって有害とはいえない期が到来し、被担保債権額と担保目的物の価額との均衡がとれ目的物を担保権者に代物弁済したときでも、被担保債権の弁済

本件においては、販売店はXに対し動産売買先取特権を有し、本件においては、販売店はXに対したができ、上記のとおり、本取特権を有するに至ったということができ、上記のとおり、本取特権を有するに至ったということができ、上記のとおり、本取特権を有するに至ったということができ、上記のとおり、本取特権を有するに至ったということができ、上記のとおり、本取特権を有し、

れるまでは、 定であることを知ったYが本件自動車の引渡しを受ける以前 になる。そして、 実性という面では、 する債務者の処分権限は制限されていないから、 追及効が認められておらず(民法333条)、 法190条所定の手続が必要であるし、 しかしながら、 破産財団との関係では、 保目 動産売買先取特権を実行するには、 本件では、 的 抵当権のような強い効力を有するとは 物は Xが破産手続開始を申し立てる予 般債権の引当 動産売買先取特権の実行手続がさ 動産売買先取 一財産と混在すること 担保目的 債権担 民事 物に 保 0 には 確 対

たとはいえず、したがって、Yが主張するように、 買先取特権の存在を証する文書の提出にそれほどの困難を要し 時点において、仮に、本件自動車の特定や所在の把握、

動産売

代位弁済額及び督促費用に充当するに至っている。そうすると、 らないというべきである 態にあったとしても、そのことが有害性を否定する根拠にはな 本件自動車に対する動産売買先取特権の行使が、 いうことができる。そうすると、Yが法定代位により取得した ない担保権を実行したことにほかならないから、 所有権の行使は、破産法上、別除権者としての地位が認められ 地はなくなるから、 かかる状態に至れば、もはや動産売買先取特権を行使できる余 有権を行使し、 たとしても、現実には、Yは、本件契約の約定に従って留保所 に対する動産売買先取特権を行使することが可能な状態にあっ 行と同視することはできないし、上記のとおり、 債権の引当てとして期待できない状況は生じなくなったと 引渡しを受けた本件自動車を第三者に売却して 留保所有権の行使を動産売買先取特権の実 本件自動車が Yによる 留保 仮に可能な状 本件自動車

ほ 本件自動車の売却代金を代位弁済額 の代価及びその利息であるところ 定されていること…、動産売買先取特権の被担保債権は、 ドの利用代金の残債権…も本件自動車によって弁済する旨が約 か、 しかも、本件では、YがXに対して有していたクレジットカ 本来の動産の代価に含まれない割賦手数料も含まれてい (民法321条)、 (その中には、 割賦元金の Y I 1

> には、 収したといえること、 る。 できる。 のは、専ら、 ような債権回収がされたと認めることはできず、 り動産売買先取特権がYに移転したことを前提として、上記 いないこと(民事執行法190条)に照らせば、 自動車の引渡しを受けているところ、 すれば、動産売買先取特権の被担保債権の範囲を超える額を回 のほか督促費用 担保権者が目的動産の引渡しを受けることは予定され 本件契約に基づく留保所有権であるということが Y は、 (210円) にも充当していることから 引渡断行の仮処分命令を得て本件 動産売買先取特権の実行 Yが行使した 法定代位によ

行せず、破産法上、 Yの主張は採用することができない 所有権を行使したことに有害性がないとは認められないから、 ることがそれほど困難ではなかったと認められるYがこれを実 そうすると、本件自動車に対する動産売買先取特権を実行 別除権者としての地位が認められ ない留保

本件自動車の価額賠償を求め得るにとどまる。 件自動車を破産財団に返還することはできず、Xは、 Yは、引渡しを受けた本件自動車を売却しているから、 争点②(本件自動車の価額はいくらか)につい Yに対 本

4

評釈

1 まず、 本判決の構造及び分析 争点①アでは、「所有権はYに留保」という契約内容

利以外」と矛盾する。

さらに、

の価値全体を責任財産とするのは (Xの主張)」であれば、 かし、

拠として所有権 事者間はともかく、

そして、「そうすると」として、 示し、「Xの責任財産を構成しない」というYの主張を採用 手続きとの関係では別除権としてあつかわれる『べき』」と判 から、「所有権留保が債権目的のため」に設定されたと認定する。 平成22年判決に依拠し「破産

保所有権」がYのみに帰属することを述べつつ、争点①ウで動 買主に所有権が移転した上で動産担保権が設定されたとの法律 設定されたとの構成が採用されていると解さざるを得ない 主に所有権が完全に移転し、 全体を整合的に解するには、 産売買先取特権がYに帰属することを述べていることからも、 構成が採用されている可能性がある。そして、争点①イで「留 いう語ではなく「設定」という語が用いられていることから、 いえない。もっとも、 ない買主Xに所有権が帰属することの理由が示されているとは ついて明示していないとすると、 -成22年判決は別除権の行使について述べたが財産の帰属に 判決文では所有権に関する留保や合意と 所有権留保の法性決定として、 売主には担保権 本判決では代金を完済してい (留保所有権) が

担保として留保された権利以外の実質的な所有権 (その要素)を持ち出すことができない。 担保権者の第三者に対する優先弁済権の根 買主の責任財産は期待権であ 現行法体系からすると、 「担保として留保され 根拠 当 る。 平成22年判決の事案と異なる)。また、争点(1)ウの後半にお 対して負担すべきものであり、 ても督促費用と割賦手数料への充当が問題として指摘され 回った部分である「督促費用(210円)」である(この点 しかし、これらの回収に関する費用は元来はXが販売店に 本件で問題となったのは、 割賦代金債権に従たる性質のも 原債権・ 代位弁済

質的な問題点も後述する

を先取特権に求めるとしても後述する問題がある

(本判決の

実

された場合についてのみ判断された、という理解が前提になる。 ところで、最高裁平成23年11月22日民集65巻8号3165頁は、 反対に言うと、平成22年判決は、 属している場合であっても平成22年判決の射程が及ぶ、 を根拠に挙げているということは、 権がYに移転していることになる。そうすると、平成22年判 して「法定代位」を明言する。 求償権の行使が倒産手続による制約を受けるとしても、 争点(1) ウにおいては、 つまり、 Yに先取特権が帰属する 原債権ではなく求償権が行使 Yには求償権と原債権 原債権である割賦 つまり 当該 が 金 由 帰 決 債

債権の行使つまり先取特権による優先は否定されない、という 登録が別除権行使として必要という制約を受けたとしても、 した。これを基にすると、 権の行使が求償権と同様の制約を受けるものではない」と判 手続における原債権の行使自体が制約されていない以上、 求償権の行使については信販会社 原

帰結が導かれるのではないだろうか。

るから、結論の妥当性は一考すべきと思われる。有害性があるのは212万2410円の210円部分のみであない。また、督促費を独自の別債権として処遇するとしても、のである。したがって、信販会社だから別途発生する債権では

以上の分析が妥当するのであれば、本判決は、法定されていない動産担保権と全く同じ構成を正面から採用する異例なものである。「設定者の財産である」ことを意味しない。また、いわゆる所有権移転時期をめぐる問題との関係、つまり所有権移転問題が先決のはずである。さらに、結論としては、原債権の範囲に限っては法定代位の趣旨が生かされるのが、売主と代位弁済者保護を定める民法の態度に整合的であると考える。

2 契約解釈について

し、そのための割賦販売契約であり、割賦販売契約のみを用い思われる。しかしながら、本件契約書はYによる保証を前提と契約条項のみが適用される場合を想定した文言と解していると判断していることからは、同2条の「販売店又は」は割賦販売

ることが予定された契約書ではない。

品代、 されている本件契約書の割賦販売契約・保証委託契約共通条項 とが想定されているからである。また、 注文書の売買契約4条1項)、 による自動車の引揚げ及び自動車の余剰金を充当できる根 の弁済に充当されても異議がない。(4項)」と定める。 到来・未到来にかかわらず、販売店に対する当該債務の これを、本件自動車に関し、販売店に対して負担する頭金、 ことができる(1項)」、「充当後、余剰金がある場合には、 しないときは、 4条(自動車による弁済)は、「Xが任意に本件自動車を返還 が販売店に対し部修代が生じた場合に留保所有権で担保するこ て販売店を挙げる必要はない。これは、 有権が移転するのであれば、共通条項2条で承諾の相手方とし (留保所有権)は、注文書に記載されており 〔販売契約条項には何ら根拠は記載されていない。 本判決が指摘するように、本件契約の効力発生でYに留保 修理代、 立替金、その他の債務につき、その弁済期 販売店又はYは任意に本件自動車を引き揚げる 確認したところ本件契約書 判決文中の事実で指摘 割賦金は支払っている (判決が指摘 いずれ 限

新車の販売においては、まず注文書が作成され自動車の型式、

ある)。 保所有権を排除するものではないことから、 履行であること、 基づく書面の交付が必要となる 容変更が必要となる。さらに、 信販会社との契約が必要となるため、 そして、製造メーカー系列の信販会社を利用する場合は、 また、現金払の際は他に契約書に該当する文章は作成され オプション等の選定、 注文書で目的物が指定され代金が確定し頭金の支払い 代金が確定され、 割賦販売法及び特定商取引法に (契約書冒頭にその旨の記載 注文書に文言の追加や内 「頭金」が支払わ

はその

が

あると解される。 権が準共有されていることになる(一部弁済による代位 書は選択的関係ではなく、必要部分の上書き・修正的な関係で る」とは変更部分を指すこと、本件契約書は注文書の販売店留 文書に記される「別途契約書を作成する場合にはその約款によ したがって、 本件契約書に全てが記載されてい 最初に販売店が有する留保所 注文書と本件契約 ない ・から注 の状

決文の理解は困難である

判

実

担していたときは販売店に担保の必要があることに変わりはな 内容に反すること、 有権が帰属すると解することもできそうである。 なお、 影響しない (部修代は根担 Yが保証債務を履行した以降は、 一保であるから現に債権が生じているかどうか 保証債務履行後にXが販売店に部修代を負 択一的にYのみに所 しかし、 契約

> 先取特権との 関係について

ない。 別

n

る。

3

行と同視することはできない」と判断した。 体に問題がないことを前提として、 判平成9年12月18日民集51巻10号4210頁を挙げて反論した 般債権の引当てとして期待できないから」である。 はなくなるから、…留保所有権の行使を動産売買先取特権の は、「かかる状態に至れば、 した」と同様の評価可能性を主張した。これに対し、 が本判決では取上げられていない)。そこで、Yは代物弁済 態でなされた代物弁済には有害性がないとされている 争点(1)ウ(2)2段落目にあるように、 もはや先取特権を行使できる余 「動産売買先取特権を行 先取特権が行使可能な状 実質的な理由は一一 しかし、 本判決 (Xは最

使

から、 こと、 して、 特権は選択的に行使できるから」という理由が考えられる。 は採れない。 者が不利に扱われるのはおかしい。 揚げに任意に応じた場合は射程外となるし、 したから」という理 かし、「余地はなくなる」とまでの表現に適合的ではない。 いからである。 まず、 「執行方法が違うから」あるいは 及び、 争点(1)ウ(1)冒頭で「仮処分の執行として」と述べている 「実行完了により目的物自体がないから」という理 2の4段落目で民事執行法190条に触れること 通常当然のことであり、 次に、「留保所有権 由が考えられる。 さらに、 (担保権) と動産売買先取 しかし、 Yの主張に応接して 「別の執行方法を選 執行手続を採った 5段落目の X が 自 動車 中の引

ず」の表現からも、そのように思われる。

ず」の表現からも、そのように思われる。

が「現難ではなかったと認められるYがこれを実行せれる。直前の「困難ではなかったと認められるYがこれを実行せれる。直前の「困難ではなかったと認められるYがこれを実行したがって、一切ない。であり、「留保所有権の行使を先取の代物弁済と評価し得る」であり、「留保所有権の行使を先取の代物弁済と評価し得る」であり、「留保所有権の行使を先取の代物弁済と評価し得る」であり、「留保所有権の行使を先取の代物弁済と評価し得る」であり、「という判断になっているように思われる。

思われない。Yは、Xの破産手続開始決定前の平成26年1月21 して扱うことや類推的に処理するのには否定的であり、 うか。しかし、不可能を強いる理由であることを裁判所も認識 というだけで法定担保物権の保護法益を否定してもよい うか。さらに、先取特権を行使する「意図・予定がなかった_ 日に引渡認容判決まで得ているが、これは無意味になるのだろ 裁判所に対して手続を採らないことが責められるべきこととは している場合は、それを選択するのが合理的であり、 性があるのだろうか。また、約定で簡易な執行方法を予め合意 うな実務が定着しており執行手続を申し立てることに期待可能 民事執行法190条の手続を採ってくれるのだろうか。 しているとすれば、一応、 しかし、そもそも、執行裁判所が所有権留保の合意に基づき 意識的に留保所有権を実行した以上、先取特権の行使と 留保所有権と先取特権は別の権利で 敢て執行 そのよ 留保所 ・のだろ

> 在は影響しないと判断したと解される。 有権の行使の有害性は独自に審査すべきだから、先取特権の存

阻った合意として位置づけることも可能であろう。 型った合意として位置づけることも可能であろう。。 型った合意として位置づけることも可能であろう。。 型った合意として位置づけることも可能であろう。。

残された問題―先取特権の復活と物上代位権の行使につ

7

4

本判決は、先取特権の帰属を認めつつ行使はできないとする。本判決は、先取特権の帰属を認めつつ行使はできないとすると本来であれば自動車がXに返還されることになる。このように目を解するのが一般的であろう。では、仮に本件において自動車がXに返還されるとすると、本判決の判決文によって執行が可能となるのだろうか。再び代物弁済がなされた場合は有害性が認められると本本判決は、先取特権の帰属を認めつつ行使はできないとする。

さらに、既に自動車がYにより売却されていたときは、有害

を否定する方が良いのではないか。検討すべき点は、まだ多くを否定する方が良いのではないか。検討すべき点は、まだ多く自動車の価額賠償」について、Yは物上代位権を行使できる余地があるのではないか。もちろん、自身への差押手続が可能か、地があるのではないか。もちろん、自身への差押手続が可能か、地があるのではないか。もちろん、自身への差押手続が可能か、地があるに等しくなる、という問題もある。しかし、手続がないために実体法上の権利が実現できないのであれば、特に担保権設定構成においては、端的に自動車による弁済は、ある種の減失と評価することが性のある自動車による弁済は、ある種の減失と評価することが

2

高·前掲参照。

TKC等の判例デー

タベースにも新たに追

債権管理155号

- 日が掲載されている。 新約款につき信販会社の主張を認めた札幌高判平成28年11月22加されつつある。なお、金法2056号には、本判決に続けて
- 具体的な内容として伊藤・前掲が検討する。

3

- 4 る点に注意すべきである。 2 1 0 円 保証人の預金口座振替について金融機関に再度口座振替の依頼 決文中の事実で揚げられている。ここでも販売店が挙がって た場合には、 2 1 0 円 をした場合には、 帯保証人の賦払金の支払遅滞により販売店又はYがX又は連 本件契約書12条(費用等の負担)は2項で「Xは、 (うち税10円)を、別に支払う。」と規定することが判 (うち税10円)、 振込用紙送付手数料として送付回数1回につき 再振替手数料として振替手続回数1回につき X又は連帯保証人に振込用紙を送付し X 又 は

6

系列の信販会社が引受けるというビジネスモデルでは、 があるが、本件のように販売店の債権・担保管理を製造メーカー される。また、 では同列である。 求が可能なこと、 ネスモデルについては、拙稿 化であるから、 ていることは、 カー系販売金融会社の留保所有権と倒産手続での処遇に関する 売主と融資者は、 敢て第三者弁済した者の要保護性は検討の余地 信販会社は販売店と同様の保護性がある。 経済活動の中心である売買を保護する姿勢と解 にもかかわらず動産売買先取特権が法定され 契約締結を拒むことができること、 相手方の責任財産を増やすこと、 「批判」及び伊藤和規「自動車メー 担保の という点 徴

頁。 考察―ビジネスモデルの特質を踏まえて―」金法2052号18

- (7) その他にも、判決文中では指摘されていないが、11条では販売店とXとの間での充当順序を、12条では販売店又は信販会社への支払時の費用負担を、13条では販売店又は信販会社払を停止できる事由を規定する。
- いる点と整合的ではない。 思えるが、次の段落の「しかも」以下で督促費用が強調されて思えるが、次の段落の「しかも」以下で督促費用が強調されて(8) その他に「督促費用」を回収したという点が重要なようにも
- (9) むしろ先取特権を法定所有権留保としての所有権留保(10) 従来、このような見解は提唱されていないと思われる。学説特権の射程距離(上)」NBL294号10頁。特権の射程距離(上)」NBL294号10頁。特権の射程距離(上)」NBL294号10頁。
- 所有権留保の実行に限らない独立した代物弁済の規定である。 であるから、単に「所有権留保を重視する必要がある。4条の規章による弁済は、所有権留保条項とは独立しており、4条の自動手済に充てる」という合意を重視する必要がある。4条の自動手済に充てる」という合意を重視する必要がある。4条の自動手済に充てる」という合意を重視する必要がある。4条の自動手がなくても所有権留保による実行は可能であるから、4条の自動がなくても所有権留保による実行は可能であるから、4条の制力がないと思われる。学説については拙稿『所有権留保の実行に限らない独立した代物弁済の規定である。

脱稿後に伊藤眞「最二小判22・6・4の Nachleuchten(残照)」金法

2063号36頁に接した。